（参考）見積依頼公告等に関する質問への回答事例（令和８年度上期国有農地草刈等業務）

令和８年５月から同年７月までに見積依頼公告した、「令和８年度上期国有農地草刈等業務」11件に関する質問への回答のうち、今後発注予定である、「令和８年度下期国有農地草刈等業務」にも該当する回答事例があることから、下記のとおり取りまとめましたので、見積り合わせへの参加に際して参考願います。
なお、回答欄に記載の仕様書の条項については、「令和８年度上期国有農地草刈等業務」に係る仕様書における条項ですが、「令和８年度下期国有農地草刈等業務」に係る仕様書における条項とも符合しております。

番号	事項	質問	回答
1	仕様書第５条 現地立入り、近隣住民等への配慮等	現地調査に行きたい場合の流れについて教えてください。 住所がそれぞれ計画表にございますので、自由に見に行ってよいのでしょうか？ アポイントがいりますでしょうか？またその場合どちらにご連絡すればよいでしょうか？	現地調査は随時可能です。アポイントも不要です。 なお、国有農地への立入り及び現地調査に当たっては、他の民有地に立ち入る等、トラブルが生じないように御注意ください。
2	同上	近隣住民の方へ配布するお知らせ（通知文）について、配布の時期はいつ頃を予定されていますでしょうか。	近隣住民の方へのお知らせについては、仕様書第５条（１）により速やかに配布していただくことになります。
3	同上	仕様書を確認する上で、道路に面していない住所が存在するが軽トラなどの作業用車両を横付けすることは可能か。一輪車等の台車が必要か。	必要に応じて、事前に現地を調査いただいた上で、必要な器具・機械を見積りに計上願います。 なお、事前の現地調査は随時可能であり、事前連絡も不要です。 ただし、現地調査時は他の民有地に立ち入る等、トラブルが生じないように御注意ください。
4	仕様書第６条 作業依頼、作業完了等	計画表記載の各土地について、作業日は各土地ごとに別日程での実施でも、同一日程での実施でもどちらでも大丈夫でしょうか？	作業は、仕様書第６条に記載のとおり箇所ごと、作業ごとに依頼しますので、それぞれについて実施日を設定していただくこととなります。 仕様書に基づき適正な作業の履行が可能であれば、１日の日程で複数箇所を設定していただいて構いません。 また、筆（土地）ごとの作業依頼は行わず、箇所単位で実施することとします。 なお、何らかの事情により、１日で当該箇所の作業が終了しない場合は、監督職員に速やかに御連絡ください。
5	同上	作業当日に天候その他の理由により実施できない場合、または当日中に完了できない場合は、速やかに監督職員へ報告のうえ、別日程にて再調整するとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。不慮の理由で作業実施を日延べ等する場合は、監督職員に速やかに御連絡ください。
6	同上	当月（計画表の１か月目）作業分については見積合わせ日から調整すると５日程度しかないため翌月（計画表の２か月目）に作業を行うことは可能か。当月（計画表の１か月目）中に完了が必須なのか。	作業の依頼については、仕様書第６条第１項のとおりです。 なお、計画表の注意点１のとおり、施工予定月とは異なる月に依頼する場合があります。
7	仕様書第７条１（２） 廃棄物の運搬・処分	本業務に含まれる刈草等の運搬・処分について、一般廃棄物収集運搬業許可が必要となる案件でしょうか。また、産業廃棄物収集運搬業許可で対応可能か、もしくは処分のみ許可業者へ委託する形で問題ないか教えていただけますでしょうか。	仕様書第７条１（２）のとおりです。刈草等の運搬・処分につきまして、一般廃棄物収集運搬業許可は求めておりません。刈草等は、事業系一般廃棄物としてお取り扱いください。 なお、刈草等の運搬・処分を第三者に委託、又は請け負わせることは、仕様書第９条第１項の規定により、認めていません。
8	同上	今回の役務で刈った草はすぐに処分しなければならないでしょうか。費用削減の為 残置、あるいは弊社の所在地に一旦持ち帰り 枯らして軽くなった状態での処分（履行期限まで処分の証明資料提出まで行える範囲（期間））に関しましてもご対応頂けるかの確認でございます。	仕様書第７条１（２）のとおりです。 このため、残置すること及び御社所在地に持ち帰ることもできないことになります。

（参考）見積依頼公告等に関する質問への回答事例（令和８年度上期国有農地草刈等業務）

令和８年５月から同年７月までに見積依頼公告した、「令和８年度上期国有農地草刈等業務」11件に関する質問への回答のうち、今後発注予定である、「令和８年度下期国有農地草刈等業務」にも該当する回答事例があることから、下記のとおり取りまとめましたので、見積り合わせへの参加に際して参考願います。
なお、回答欄に記載の仕様書の条項については、「令和８年度上期国有農地草刈等業務」に係る仕様書における条項ですが、「令和８年度下期国有農地草刈等業務」に係る仕様書における条項とも符合しております。

番号	事項	質問	回答
９	仕様書第７条１（２） 廃棄物の運搬・処分	指定の処分場はありますか。 処分場が指定でない場合、受注者が選定してよいですか。	本業務においては、特定の処理施設を想定しておりません。 仕様書第７条１（２）により適正に廃棄処分をしていただくことになります。
１０	同上	刈草の運搬・処分は見積金額に含めるという理解でよいですか。	御理解のとおりです。
１１	同上	処分証明書、計量票、領収書などの提出は必要ですか。	不要です。
１２	同上	この案件で一般廃棄物収集運搬業の許可が必要という認識ですか。	仕様書第７条１（２）のとおりです。 刈草等の運搬・処分につきまして、一般廃棄物収集運搬業許可は求めておりません。
１３	仕様書第９条１ 一括委任又は一括下請等の禁止	（仕様書）「第４章　その他」に記載のある下請けの制限内容について、契約後の発注機関とのやり取りや、書類作成等を元請けが対応しても、草刈り作業や処分作業に元請けが入らない場合は制限内容に抵触するのか。 契約可能となる元請けとしての必須作業内容を教えてください。	仕様書第９条のとおりです。
１４－１	同上	仕様書第３章にございます業務範囲のうち、当社では「(1)および(2)の実務（草刈作業における雑草等の刈取り除去・集草、巡視点検作業における全景点検、立入り点検）のみ」を委任範囲として想定しております。その他の事務作業等につきましては、原則として当社側で請け負う方向で検討しております。 この前提において、上記の対応（一部実務のみの委任およびその他の事務の内製化）が、第４章に記載されている「禁止事項」に抵触するかどうかを確認させていただきたく存じます。 当社の認識として、今回の座組みが禁止事項に当てはまらないか（あるいは抵触する懸念がないか）について、貴社のご見解を御教示いただけますと幸いです。	仕様書第９条第１項のとおり、第７条に規定する作業を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めていません。
１４－２	同上	（上記質問の「(1)および(2)の実務のみ」を委任範囲とした場合）刈草は受注者が直接処分場へ搬入する想定ですか。	
１４－３	同上	（上記質問の「(1)および(2)の実務のみ」を委任範囲とした場合）処分業者の指定や条件（許可業者への委任など）はありますか。	

（参考）見積依頼公告等に関する質問への回答事例（令和８年度上期国有農地草刈等業務）

令和８年５月から同年７月までに見積依頼公告した、「令和８年度上期国有農地草刈等業務」11件に関する質問への回答のうち、今後発注予定である、「令和８年度下期国有農地草刈等業務」にも該当する回答事例があることから、下記のとおり取りまとめましたので、見積り合わせへの参加に際して参考願います。
なお、回答欄に記載の仕様書の条項については、「令和８年度上期国有農地草刈等業務」に係る仕様書における条項ですが、「令和８年度下期国有農地草刈等業務」に係る仕様書における条項とも符合しております。

番号	事項	質問	回答
１５	仕様書第９条１ 一括委任又は一括下請等の禁止	（仕様書）第９条に「本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」とありますが、以下についてご教示ください。 １．受注者が現場管理及び業務管理を行うことを前提として、一部作業について協力会社の作業員を活用することは可能でしょうか。　２．協力会社を活用する場合、受注者と協力会社が共同で作業を行う体制は認められるでしょうか。	仕様書第９条のとおり、いずれも認められません。
１６	仕様書第９条２ 業務履行に係る施工体制	仕様書の第４章 その他 第９条 ２「受注者は、要請を受けた場合、施工体制、体制に係る構成員全員の氏名、所属、役職を明記した書面を監督職員へ速やかに提出するものとする。」とありますが、こちらの書面の様式はございますか？ また、この書面に付随して提出の必要がある書類、資格のうつし等はございますか？	書面の様式はありません。提出する場合は任意の様式となります。 また、書面に付随して提出する書類等もありません。
１７	その他	同業務の例年の契約金額をお教えいただけますでしょうか。	同業務の過去の契約金額はお示ししておりません。
１８	同上	請求書等の発行タイミングが知りたい。	請求書の提出時期については、仕様書第10条第２項のとおりです。 その他書類の具体的な提出時期については、監督職員と協議の上、その指示に従ってください。